

令和7年度小林市健幸のまちづくり拠点施設
子育て支援センター及び屋内遊び場設置業務

公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

小林市 健康福祉部 こども課

この実施要領は、「令和7年度小林市健幸のまちづくり拠点施設子育て支援センター及び屋内遊び場設置業務（以下「本業務」という。）」を委託する者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、「小林市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成29年小林市告示第6号）（以下「要綱」という。）」第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

1 本業務の概要

(1) 業務名

令和7年度小林市健幸のまちづくり拠点施設子育て支援センター及び屋内遊び場設置業務

(2) 目的

本市は、体育館機能、健康づくり機能、子育て支援機能及び避難所機能を備えた複合型の施設として、「小林市健幸のまちづくり拠点施設」を小林総合運動公園内に建設中であり、子育て支援機能として、「こども家庭センター」、地域子育て支援センター「おひさま」（以下「子育て支援センター」という。）及びファミリー・サポート・センター「虹」を移設整備するとともに、雨天時でも利用できる屋内遊び場や赤ちゃんルームを整備することとしている。

そこで、本業務においては、子どもを安心して安全に遊ばせることができる屋内遊び場を整備するとともに、乳幼児とその保護者が気軽に集い子育て親子が相互に交流できる場所として子育て支援センターを整備することを目的としている。

(3) 業務内容

小林市健幸のまちづくり拠点施設内の1階に、子育て支援センター及び屋内遊び場の整備に係る設計から施工に至るまでの業務を一貫して行うものとする（施工については、令和8年3月下旬に予定している施設の引渡し後に着工すること）。

なお、具体的な業務内容は、別に定める「令和7年度小林市健幸のまちづくり拠点施設子育て支援センター及び屋内遊び場設置業務に係る仕様書」によるものとする。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年4月24日（金）までとする。

(5) 予定金額

21,482,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、限られた事業費を最大限に有効活用するとともに、民間事業者等が持つ専門性、技術力、企画力等を必要とする業務であることから、広く提案を募り、価格だけではなく提案内容を審査及び評価する必要があるため。

3 全体スケジュール

| | 項目 | 日程 |
|---|----------------------|--------------|
| 1 | プロポーザル実施の公告・公募開始 | 令和7年5月23日(金) |
| 2 | 参加表明に関する質問書の提出期限 | 令和7年6月2日(月) |
| 3 | 参加表明書の提出期限 | 令和7年6月6日(金) |
| 4 | 参加資格確認結果通知 | 令和7年6月25日(水) |
| 5 | 提案書に関する質問書の提出期限 | 令和7年6月27日(金) |
| 6 | 企画提案書の提出期限 | 令和7年7月4日(金) |
| 7 | 企画提案会(プレゼンテーション及び審査) | 令和7年7月14日(月) |
| 8 | 審査結果通知 | 令和7年7月18日(金) |
| 9 | 契約締結 | 令和7年8月上旬予定 |

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 小林市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿の「06 遊具類」又は「07 室内装飾品」に登載されており、小林市内に本店又は本社を有していること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、小林市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱(平成19年小林市告示第165号)に基づく入札参加資格停止措置の期間にないこと。
- (4) 国税(法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税)及び地方税(本市)において滞納がないこと。

5 プロポーザル実施要領等の配布

- (1) 配布期間：令和7年5月23日(金)午前9時から
令和7年7月4日(金)午後5時まで
- (2) 配布場所：小林市ホームページ (<https://www.city.kobayashi.lg.jp/>)

6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により提出すること。

- (1) 提出書類
次のすべてを提出書類とする。

- ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 誓約書兼同意書（様式第5号）
 - ウ 会社概要書（任意様式）（事業者の所在地、資本金その他基本情報）
 - エ 国税及び小林市税に滞納がないことを証明する書類（3か月以内の発行）
- (2) 提出期限 令和7年6月6日（金）午後5時まで
- (3) 提出先 「14 担当部署」に同じ。
- (4) 提出方法 持参又は郵送（配達記録郵便とする）
※持参の場合は、午前9時～午後5時（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (5) 参加の辞退
参加表明書を提出した後に辞退を希望する場合は、「参加辞退届（様式第8号）」を提出すること。

7 企画提案者の認定

参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）について、市において参加資格審査を行い、提案者の認定又は不認定について、参加表明者に参加資格確認結果通知書（様式第2号）及びメールにて通知する。

また、認定した参加表明者には、「提案書提出要請書（様式第3号）」により提案書の提出を要請する。

8 提案書の提出

(1) 提出書類

次のすべてを提出書類とする。

ア 提案書（様式第6号）

イ 業務実績書（任意様式）

※本業務に精通した技術能力と経験を有するものであることを証する、過去10年程度の業務実績を記載すること。

ウ 企画提案書（任意様式）

※遊具の写真又はイメージ図、遊具の規格・寸法のわかる平面図及び立面図、遊具の配置図及びイメージ図、遊具の特徴に関すること、安全対策に関すること、メンテナンスに関すること、その他参考となる内容について記載すること。

※別紙「評価基準表」の評価項目の順に、内容を漏れなく記載すること。

エ 業務工程表（任意様式）

※業務期間中の設計から施工に至るまでのスケジュール。

オ 見積書（任意様式）

- (2) 提出部数
正本1部 副本8部(複写可)
- (3) 提出期限 令和7年7月4日(金)午後5時まで
- (4) 提出先 「14 担当部署」に同じ。
- (5) 提出方法 持参又は郵送(配達記録郵便とする)
※持参の場合は、午前9時～午後5時(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- (6) 留意事項
 - ア 提案数は1者につき1案に限る。
 - イ 任意様式は、書式、枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、膨大にならないこと。ページ番号を付すこと。また、A4判(縦・横を問わない)又はA3判横サイズとしA3判を使用する場合はA4判に折り込むこと。
 - ウ 完成予想イラストは誇大な表現を避け、より完成品に近い表現とすること。
 - オ 見積書の金額は、本業務全体の本体価格(消費税及び地方消費税を含まない金額)、消費税額を別々に記載し、更にその合計額を記載するとともに、積算根拠を記載すること。

9 質問及び回答

- (1) 参加表明に関する質問の受付及び回答
 - ア 質問の受付期限 令和7年6月2日(月)
 - イ 提出方法 質問書(様式第7号)を電子メールにより提出すること。
※電子メールの件名は「屋内遊び場設置業務プロポーザル質問書」とすること。受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。
 - ウ 質問の回答 質問に対する回答は、随時、小林市ホームページにて公開する。
 - エ 最終回答日 令和7年6月5日(木)
- (2) 提案書に関する質問の受付及び回答
 - ア 質問の受付期限 令和7年6月27日(金)
 - イ 提出方法 質問書(様式第7号)を電子メールにより提出すること。
※電子メールの件名は「屋内遊び場設置業務プロポーザル質問書」とすること。受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。
 - ウ 質問の回答 質問に対する回答は、随時、小林市ホームページにて公開する。
 - エ 最終回答日 令和7年7月3日(木)

10 受注候補者の決定方法等

- (1) 審査方法
参加表明者が作成し提出した提案書についての審査は、要綱第6条第1項の規定に基

づき設置した、「令和7年度小林市健幸のまちづくり拠点施設子育て支援センター及び屋内遊び場設置業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行う。

(2) 選定委員会の構成

選定委員会は市職員で構成する。

(3) 選定方法

ア 評価基準に基づく書類審査及び企画提案会（プレゼンテーション及び審査）を実施し、受注候補者を選定する。

イ 選定委員会において企画提案内容を評価し、選定委員が付けた得点の合計点が高い者から順位付けを行い、最高得点者を受注候補者として選定する。

ウ 選定委員の付けた得点の合計点が満点に対し6割未満の場合は、受注候補者選定の対象としない。

エ 企画提案会参加事業者が1者になった場合でも評価を行う。

オ 選定の結果、最高得点者が同点で2者以上ある場合は、別紙「評価基準表」の評価項目の「3安全に対する配慮」の合計点が高い者を選定する。

カ オにおいても同点の場合は、評価項目の「2遊具の構成要素」の合計点が高い者を選定する。

キ オ及びカにおいてもなお同点の場合は、評価項目の「1テーマやコンセプト」の合計点が高い者を選定する。

ク オからキにおいてもなお同点の場合は、評価項目の「4維持管理」の合計点が高い者を選定する。

ケ オからクにおいても同点の場合は、選定委員会の合議により受注候補者を選定する。

(4) 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は別紙「評価基準表」のとおりとする。

(5) 企画提案会（プレゼンテーション及び審査）

ア 審査日 令和7年7月14日（月）予定

※時間、場所等は、提案書提出要請書に詳細を記載する。

イ 提案説明時間等

企画提案会は非公開で行い、1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）とする。プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とし、出席者は4人以内とする。

※遊具メーカーが同席することや説明を行うことは可能である。なお、遊具メーカーは、下請業者ではなく資材納入業者としての位置付けを想定している。

ウ その他

プレゼンテーションは、別紙「評価基準表」の評価項目の順に、事前に提出した提案書等を基に行い、当日の追加資料は認めない。ただし、企画提案書等に基づく説明にパソコン等が必要な場合は、企画提案会参加事業者が用意するものとし、プロジェクター及びスクリーンは本市が準備する。

(6) 結果通知

審査の結果は、企画提案会参加事業者全員に「審査結果通知書（様式第4号）」で通知する。

(7) 審査結果の公表

選定結果は、受注候補者の名称を小林市ホームページに公表する。

11 契約方法

本プロポーザルで提出された提案等関係書類等に基づき、受注候補者と本市との間で契約締結の協議等を行う。ただし、当該協議が不調のときは、審査の採点結果が上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

12 参加の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (5) 見積書が予定金額を超えている場合
- (6) 企画提案会に参加しなかった場合
- (7) その他、著しく信義に反する行為があった場合

13 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書の著作権は提出した事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の複製及び内容を無償で使用できるものとする。なお、第三者の著作物の使用に関する責任は、当該事業者が全て負うものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出後の提出書類の差替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについては、この限りではない。
- (4) 提出書類は返却しない。

- (5) 契約締結まで至った事業者の企画提案書の著作権は、本市に帰属する。
- (6) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (7) 提出された書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については担当部署が定める。

14 担当部署（提出及び問合せ先）

小林市 健康福祉部 こども課 こども相談グループ 担当 山下・岩越

〒886-0007 宮崎県小林市真方 89 番地 1

T E L 0984-23-4319

F A X 0984-23-0319

E -mail k_soudan@city.kobayashi.lg.jp